

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

#### ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

#### ◇ 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

#### 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要										備考		
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	揮発性 窒素	水溶性 窒素	ペプト ン消化 率	D C P		T D N	M E
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	同左	くみあい配合飼料 標準フ ロイラー種鶏育成用後期 くみあい標準配合飼料 育 雛用後期	53.12	16.5	3.2	3.5	6.0	1.05	0.75	—	—	—	—	—	2,750	
			53.12	15.2	3.4	3.6	6.8	1.27	0.78	—	—	—	—	—	2,670	

規	くみあい標準配合飼料 ハローゾロー後期	53.12	19.9	6.4	2.5	5.3	1.02	0.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.040	
規	くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ16	53.12	17.2	4.2	2.5	12.5	3.97	0.67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.750	
規	くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ17	53.12	18.0	4.7	2.6	10.7	3.20	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.750	
	くみあい配合飼料 成鶏用 山陰コーゾマッシュ17	53.12	18.4	4.2	3.0	10.9	3.20	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.720	
	くみあい配合飼料 ピゲエ ースB	53.12	17.8	3.4	2.0	4.0	0.57	0.55	—	—	—	—	—	—	14.3	77.3	—	—		
	くみあい配合飼料 ピゲエ ースC	53.12	15.4	3.3	2.5	4.6	0.58	0.57	—	—	—	—	—	—	12.1	74.8	—	—		
	くみあい配合飼料 メガト ソエース	53.12	16.7	3.3	2.3	4.3	0.59	0.55	—	—	—	—	—	—	12.8	75.8	—	—		
	くみあい配合飼料 和牛繁 殖連産1号	53.12	18.0	2.3	5.3	7.6	0.99	0.98	—	—	—	—	—	—	13.5	66.6	—	—		
規	くみあい配合飼料 ピ ゲエースエクストラ	53.12	18.0	4.0	1.9	4.3	0.61	0.55	—	—	—	—	—	—	14.1	77.1	—	—		

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二四三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十七号

昭和五十四年一月二十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋・笠木地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和五十四年一月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（俣野地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和五十三年七月十一日付けで気高町から申請のあつた土地改良(常松地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

昭和五十四年一月二十四日付けで江府町から申請のあつた土地改良(久連地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

昭和五十四年一月二十五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(富江地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第四百二十二号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（河原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第四百十三号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（川中地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第四百十四号

昭和五十四年一月八日付けで河原町から申請のあつた土地改良（中井地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤碓港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十二年十月十一日 鳥取県指令受港第二十号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十四年二月十三日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字松ヶ谷六一番一地先

(二) 区域

次の①の地点と②の地点及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線並びに②、③、④の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(

D Lプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑤の地点と⑦の地点を直線で結んだ線及び⑤、⑥、⑦の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(D Lプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 赤碓港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三二秒東経一三三度三九分三九秒)から二二九度三〇分二六九・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一七〇度〇〇分四五・〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三一三度三〇分二三・〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五〇度〇〇分二六・〇メートルの地点
- ⑤の地点 ①の地点から一四六度三〇分五三・五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二二八度三〇分三七・五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一三五度〇〇分八・〇メートルの地点

(三) 面積

四八三・八五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

赤碓町役場

公 報

職員の内用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和54年2月13日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和58年度第2回鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数
土木	約7名	電気	1名	建築	1名

3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局又は企業局に勤務する行政職給料表6等級相当程度の上級係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の6等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受	験	資	格
土木	昭和26年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた男子			
電気				
建築				

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式及び記述式)適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和54年3月11日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和54年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)

にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和54年3月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和54年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。

採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができ

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和54年2月14日(水)から3月2日(金)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和54年3月2日までの消印のあるものに限る。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵送によって行う場合には、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同筒すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照す

ること。

別表

試験の区分	出題分野
土木	数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、測量、材料学、土木施工、河海工学、都市計画
電気	数学、物理、電磁気、電気回路、電気材料、電気計測、電子工学、電力工学、通信工学
建築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工